

令和3年 第8回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年8月10日 午前9時30分から午前11時00分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 (14名)

会 長	7 番	船 川 由 孝
会長代理	14 番	鈴 木 栄
	1 番	矢 島 清 春
	2 番	大 澤 年 一
	3 番	奥 貫 進
	4 番	江 森 正 之
	5 番	野 村 美左緒
	6 番	倉 持 昭 夫
	8 番	田 中 吉 雄
	9 番	熊 谷 隆 夫
	10 番	山 中 栄
	11 番	増 田 隆 司
	12 番	増 田 福 重
	13 番	松 島 政 雄

4 欠席委員 (0名)

5 議事日程

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 会長の互選について
- 第3 議席の決定について
- 第4 議事録署名人について
- 第5 会長代理の互選について
- 第6 幸手市農地利用最適化推進委員の選考について
- 第7 協議事項
 - ・担当案件の割当てと総会当日の現地確認について
 - ・各種協議会委員の選出について

6 事務連絡

7 その他

- ・互助会について

8 事務局

事務局長 田 中 孝 徳 主査 堀 野 真 一 主任 新 井 貴美子

開会 午前9時00分

◆局長

皆様、おはようございます。

ただいまから令和3年第8回幸手市農業委員会を開会させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局長の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の総会につきましては、農業委員会委員の任期満了後、最初に行われます総会となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項のただし書きに基づきまして市長が招集させていただき、皆様にお集まりいただいております。

それでは、次第に沿いまして、初めに任命書の交付を行いたいと存じます。

任命書の交付にあたりましては、市長から皆様へ直接手渡しをさせていただくところでございますが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されており、当市においても感染防止対策を徹底しているところでございます。こうした観点から、誠に申し訳ございませんが、あらかじめお席のほうに任命書を置かせていただきました。このような形で誠に申し訳ございませんが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

任期は3年間となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、木村市長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

市長、よろしくお願いいたします。

◆市長

皆様、おはようございます。

本日は、令和3年第8回幸手市農業委員会を招集申し上げましたところ、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

また、常日頃から行政全般にわたりまして、格別なご理解とご協力を賜りまして、心から御礼申し上げる次第でございます。

ただいま新たな任期の開始に伴い、皆様を農業委員として任命させていただきました。制度改正後二度目の改選となるわけですが、令和3年1月から公募をいたしまして、庁内の評価委員会における選定を経て、先の6月市議会定例会に皆様の任命についてご提案をさせていただきまして、議会からご同意をいただいたものでございます。各委員の皆様におかれましては、農業委員としてご活躍され、幸手市の農業振興のため、ご尽力いただきますことを切にお願い申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は、担い手不足や遊休農地の問題など多くの課題があり、このコロナ禍においては一層の米価下落が懸念され、大変厳しい状況でございます。このような状況の下、様々な課題の解決に向けて農業委員会の果たす役割は、さらに大き

くなっているところがございます。市といたしましても皆様と一体となり、課題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のお力添えをお願い申し上げたいと思います。

ここで、私の普段考えていることを、少し付け加えさせていただきたいと思います。

私は常々、主役は市役所ではないと申し上げてきております。つまり農業であれば、当然のことながら農業従事者が主役でありまして、商工会関係もそうです。それぞれが主役なのです。市役所は主役ではないにしても、役割自体というものは当然あるわけです。何を市役所としてしなくてはいけないのか、これらについて、私は一昨年の市長に就任させていただいて以来問い続けてきております。このことを本気で今取り組んで、形として少し前に進んできたかなと思います。組織体制の見直しも更に充実して考えていきたい、農業委員の皆様とともに、報告・連絡・相談等をより密にしながら前に進めたい、幸手市の農業を経済合理性のあるものとしていきたい思いが強くあります。農業委員の皆様のご理解とご協力、ご尽力をお願い申し上げる次第でございます。

それから、もう一つ申し上げます。既に市のほうからご案内がいつているかと思いますが、今回新型コロナの関連で2点施策を立てました。

1つは、農業経営者支援補助ということで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により下落しております農業収入を補うための補助金ということで、交付金を出すということが1点でございます。

もう一つは、これも新型コロナウイルス感染症予防のための農作物を販売する新たな販路として、自動販売機を2台設置して、農業の振興に少しでも寄与できればと、この2点をスタートさせております。

では、本日の議題は、会長の互選についてなど重要案件でございますので、慎重かつスムーズなご審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

暑い中ではございますけれども、本日はどうぞよろしく申し上げます。

◆局長

ありがとうございました。

木村市長におきましては、このあと公務がございまして、この場で退席をさせていただきますことをご了承願いたいと存じます。

(市長退席)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきたいと思います。

まずは報告させていただきます。

本日の出席委員については14名でございます。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

(資料の確認)

それでは、次第の4、議事日程に移らせていただきます。

議事進行につきましては、最初の総会のため会長が不在ですので、議長となる会長が選出されるまで臨時議長を選出し議事進行をお願いすることを事務局から提案させていただきます。

臨時議長の選出に当たっては、市議会に倣いまして地方自治法第107条の規定を準用し、最年長の委員をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

それでは、出席委員の中で〇〇〇〇委員が最年長でございますので、〇〇委員に臨時議長をお願いいたします。

◆臨時議長

ただいまご指名いただきました〇〇でございます。

会長の選出が終わるまでの間臨時議長の職務を行いますので、よろしく願い申し上げます。

では、着席のまま議事進行させていただきます。

議事日程第1仮議席の指定についてを議題といたします。

本議席を決める前に仮議席を指定いたします。

現在着席いただいている席を仮議席として指定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

ご異議なしという声がありましたので、ただいま着席いただいている席を仮議席といたします。

議事日程第2会長の互選についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により「会長は委員が互選した者をもって充てる」となっております。互選の方法につきましては投票による選挙や指名推選などがございますが、いかがいたしましょうか。

〇〇番委員。

◆委員

〇〇と申します。

今回約半数の方が新任ということで、お互いよく分からないところもあるかと思えます。幸手市の今後の農業の推進、そして農業委員会を引っ張っていける方を指名推選という形で決めていくのはいかがでしょうか。

◆臨時議長

今、〇〇番〇〇委員からご発言がございました。

指名推選というお話がありましたが、いかがいたしましょうか。

〇〇番〇〇委員。

◆委員

この件につきまして、前会長の船川委員にお願いしたいと思います。

理由としまして、農業法人を立ち上げて経営の合理化に努め、地域の農業の担い手として、また、農業振興、環境保全に多大なる貢献をしております。また、中間管理機構を利用して土地の集約化などに努めております。これらを会議において、農業経営の合理化、取組、方法など多面的に提言してございまして、この方が適任ではないかと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

◆臨時議長

今、船川委員を推薦するという意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

◆臨時議長

ご異議ないと認め、船川委員を農業委員会会長に決定いたします。

船川委員、会長就任の挨拶をお願いいたします。

◆会長

ただいま引き続き 2 期目の会長の指名を受けまして、大変光栄に存じます。

皆様方に指名を受け、これからの農業委員会の役割を皆様とともに進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

◆臨時議長

それでは、以上で臨時議長の職務を終了いたします。

ご協力、ありがとうございました。

会長と席を交代いたしますので、少々お待ちください。

(臨時議長、会長と交代)

◆会長

それでは、早速議事に入らせていただきます。

議事日程第 3 議席の決定についてを議題といたします。

議席の決定につきましては、幸手市農業委員会会議規則第 6 条の規定によりくじで定めさせていただきます。

くじを引く順番は、仮議席順としたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

ただいまから議席を定めるくじ引きを行います。

事務局が順番に回りますので、着席したままで、くじ引きをお願いします。

(議席を定めるくじ引き)

それでは、結果を事務局から発表してもらいます。

◆事務局

それでは、発表させていただきます。

1 番矢島清春委員、2 番大澤年一委員、3 番奥貫進委員、4 番江森正之委員、5 番野村美左緒委員、6 番倉持昭夫委員、7 番船川由孝委員、8 番田中吉雄委員、9 番熊谷隆夫委員、10 番山中栄委員、11 番増田隆司委員、12 番増田福重委員、13 番松島政雄委員、14 番鈴木栄委員。

以上でございます。

◆会長

ありがとうございました。

それでは、議席が決まりましたので、恐れ入りますが、机の上にありますご自分の名札をお持ちになって、番号の席へ移動をお願いいたします。

(決定した議席へ移動・着席)

皆様には、議席順に着席いただきましたので、順次自己紹介をお願いしたいと思います。皆様の自己紹介の後に事務局からもお願いいたします。

1 番委員からお願いいたします。

◆委員

(各委員 自己紹介)

◆事務局

(事務局 自己紹介)

◆会長

ありがとうございました。それでは、本日からよろしくお願いいたします。

早速、議事に移ります。

議事日程第4 議事録署名人についてを議題といたします。

幸手市農業委員会会議規則第11 条第2 項の規定により、私から指名申し上げます。

1 番 矢島清春委員、2 番 大澤年一委員をお願いいたします。

続いて、議事日程第5 会長代理の互選についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第5 条第5 項の規定に、「会長が欠けたとき又は事故があるときは委員が互選した者がその職務を代理する」との規定に基づき、委員の皆様の互選により会長代理を選出していただくものでございます。

互選の方法につきましては、会長の選出と同じく選挙や指名推選などの方法がござい
ますが、いかがいたしましょうか。

〇〇委員。

◆委員

会長代理ということで、会長を補佐するとともに、農業委員会の活動を会長と一緒に盛り上げていける方を指名推選で決めるということではいかがでしょうか。

◆会長

指名推選という声が上がっておりますので、指名推選により行うことをご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

ご異議なしということで、指名推選に決定いたします。

どなたかの推薦はございますか。

(会長一任での声)

会長一任ということでございますが、よろしいですか。

(異議なしの声多数)

それでは、鈴木栄委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。

それでは、14番鈴木委員を農業委員会会長代理に決定いたします。

鈴木委員、よろしく願いいたします。

続いて、議事日程第6 幸手市農地利用最適化推進委員の選考についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

◆局長

農地利用最適化推進委員の任期につきましては、農業委員の任期満了の日までとなっておりますので、今回の農業委員の改選に併せて6名の最適化推進委員も改選となります。このため、令和3年2月22日から4月16日まで最適化推進委員の募集を行い、6名の応募がございましたので、本日は応募のありました6名を最適化推進委員の候補者として決定してよいかをご審議いただくものでございます。

なお、最適化推進委員の定数は6名となっておりまして、委嘱の議決は本月24日の総会でいただく予定であります。

まずは農地利用最適化推進委員についてご説明いたします。

農地利用最適化推進委員は、農業委員とは別に、農地利用の最適化を推進するために設置されるもので、農業委員会が各推進委員の担当する区域を定めて委嘱するものとなっております。

推進委員の役割としましては、担当区域において、担い手への農地集積の推進、遊休

農地の発生防止・解消の推進など農地利用の最適化の推進のための現場活動を農業委員と協力して行うほか、農業委員会総会において意見を述べます。

では、お手元の農地利用最適化推進委員選考資料をご覧くださいと思います。

幸手市におきましては、最適化推進委員の担当地区は、幸手・行幸・上高野・権現堂・吉田・八代の6地区、委員の定数は各地区に1名ずつの計6名となっております。

今回の募集におきましては、農地利用最適化推進委員応募者ということで、各地区に1名ずつ6名の応募がございました。

ここで幸手地区からお1人ずつご紹介をさせていただきたいと思います。

(応募者の選考資料の説明)

農地利用最適化推進委員の応募につきましては、以上の6名から応募がございました。

繰り返しになりますが、本日のこの場におきましては、ただいま申し上げました応募者6名について、最適化推進委員の候補者として決定してよろしいかをご審議いただき、候補者を決定させていただきたいと思います。

推進委員として委嘱してよいかの議決については、今月24日の総会においてお願いしたいと存じます。

推進委員の委嘱については、24日に総会でご議決をいただきましたら、即日委嘱する予定でありますので、よろしく願いいたします。

説明は以上となりますが、資料が多く、ご覧いただく時間が必要だと思いますので、ここで休憩を入れさせていただくことを、ご提案させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

◆会長

資料も多いので、ここで休憩を取り、その間に資料をご覧くださいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声あり)

それでは、休憩いたします。

(休憩)

それでは、再開いたします。

皆様、資料をご覧になりましたでしょうか。何かご質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、推進委員の候補者については、この6名に決定してよろしいですか。

(地区の1名の方で異議なしの声)

それでは、推進委員について6名で決定いたしました。

続いて、議事日程第7協議事項を議題といたします。

まず、第1点目の担当案件の割当てと総会当日の現地確認についてになります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

まず、1点目の担当案件の割当てと総会当日の現地確認についてですが、その前に、本日皆様のお席に、「農業委員会制度」「農地転用許可制度のあらまし」を配布させていただきました。農業委員会制度や委員の役割等詳細につきましては、恐縮ではございますが、後ほどご一読いただければと存じます。

それでは、農業委員会総会について、少し説明させていただきます。

皆様に配布しております令和3年度開催予定日をご覧いただきたいと思います。

農業委員会の総会は、毎月1回、表記の日程で開催されます。総会におきましてご審議いただくことはたくさんございますが、主な議事となります農地の権利移動や農地転用等の許認可に関することについてご説明させていただきます。

農地の権利移動、農地の転用等の申請の受付は、毎月10日締めで、その月の24日前後の総会に諮ります。総会での議決後、権利移動につきましては農業委員会で許可しますが、転用の申請につきましては、県の春日部農林振興センターに進達後、県の許可となります。

申請のあった案件について、調査を行っていただきますが、案件ごとに担当委員を割り当て、担当委員が総会前までに現地確認や関係者に話を聞くなどの調査を行っていただき、総会において意見を述べていただいております。

担当案件の割当てにつきましては、まず、議事進行の観点から、会長と、農家ではなく利害関係を有しない〇〇委員の2名以外の委員で順番に担当調査をしていただいております。月ごとの案件数や場所によりましては、担当委員の順番が前後することがございます。

担当委員が、申請者に直接話を聞くなどご確認いただく際、地元の方でないと不安であるというご懸念があるかと思っておりますので、場合によっては地元の委員に手伝っていただいても問題ありません。

続きまして、総会当日の現地確認についてですが、総会開催前に議事となる案件の現地調査を実施しているものでございます。こちらにつきましては、会長、中立の立場の〇〇委員、順番制で2名の委員、事務局で行っています。

説明は以上でございますが、担当案件の割当てについては、会長及び〇〇委員を除く委員で順番制によって、総会当日の現地確認は、会長、〇〇委員、順番制で2名の委員及び事務局ということで提案いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

◆会長

ありがとうございます。

まず、担当案件の割当てについてでございますが、事務局案で行っていただくということではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

担当案件の割当てを順番で行うことに決定いたします。

次に、総会当日の現地確認についてですが、事務局案の会長、〇〇委員、順番制で2名の委員、事務局で行っていただくということではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、ご異議なしということで、会長、〇〇委員、2名の委員、事務局で行うことに決定いたします。

次に、2点目の各協議会委員の選出について、事務局、説明をお願いいたします。

◆局長

皆様のお手元でございます各協議会委員の選出について(案)をご覧ください。

まず、5つの協議会について、簡単にご説明させていただきます。

1つ目の農業振興協議会につきましては、農業振興地域の整備に関する事項や、農業振興に関する事項等を、市長の諮問に応じて協議する協議会でございます。主に農用地からの除外について協議をしております。案件がある場合は、年に2回会議をしております。

2つ目の地域農業再生協議会につきましては、経営所得安定対策や米の需給調整の推進、農地の利用集積や耕作放棄地の再生利用に関する事、担い手の育成・確保に関する事等の事業を行う協議会でございます。総会を年に1回行っております。

続きまして、3つ目の農業後継者対策協議会につきましては、農業後継者対策の総合的な育成方針などの計画の樹立、後継者対策の推進に関する事項を協議する協議会でございます。こちらも年に1回総会を行っております。

4つ目の環境保全型農業推進協議会につきましては、環境保全型農業の普及を図るため、農業用廃プラスチックの回収、水稻減農薬、減化学肥料栽培に関わる事業などを行う協議会でございます。こちらも総会を年に1回、そして先進地事例の視察ということで視察研修会を実施しております。

5つ目の農業技術銀行運営協議会につきましては、農作業受託の円滑化と適正作業料金を決定するために、必要な事項を協議する協議会でございます。こちらも年に1回会議を行っております。

ただいま申し上げました5つの協議会に農業委員会から延べ16名が役員となっております。このたびの改選に伴いまして、これらの役員も任期が終了となることから、各協議会へ再度推薦をさせていただくものです。

(事務局より、各協議会への推薦者数と推薦方法を説明し、選出者名を提示)

農業振興協議会は、船川由孝会長が再任です。鈴木栄会長代理は農協の役員として、既に委員になっていますので、矢島清春委員をお願いいたします。

地域農業再生協議会も、船川会長、鈴木会長代理が農協の役員として、既に委員になっていますので、大澤年一委員をお願いいたします。

農業後継者対策協議会は、船川会長、奥貫進委員、江森正之委員、野村美左緒委員、倉持昭夫委員をお願いいたします。

環境保全型農業推進協議会は、船川会長、田中吉雄委員、熊谷隆夫委員、山中栄委員をお願いいたします。

農業技術銀行運営協議会は、船川会長、増田隆司委員、増田福重委員、松島政雄委員をお願いいたします。

以上です。

◆会長

ただいま委員の選出について、事務局から示された案でいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、選出案のとおり決定いたします。

それでは、議事の全てが終了しましたので局長へお返しいたします。

ご協力ありがとうございました。

◆局長

ありがとうございました。

続きまして、次第5の事務連絡になります。

事務局から事務連絡がございます。

◆事務局

事務局、事務連絡を行う。

◆局長

続きまして、次第6のその他になります。

互助会について、私から説明をさせていただきます。

(互助会について説明)

それでは、皆様大変お疲れさまでございました。本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理より挨拶を頂戴したいと存じます。

◆会長代理

それでは、改選後初めての農業委員会でございましたので、様々なことがございましたけれども、慎重審議、長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。これを持ちまして、農業委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時00分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年10月25日

臨時議長 熊谷隆夫

議長 船川由孝

署名委員 矢島清春

署名委員 大澤年一